

練馬区高齢者自立支援用具購入Q&A

令和7年4月1日 更新

No	質 問	回 答
1	高齢者自立支援用具の申請を行う際の、事業者の要件はあるか。	高齢者自立支援用具事業者として、区へ登録していることが要件となります。 登録事業者になっているかどうかについては、地域包括支援センターまたは介護保険課給付係までお問い合わせください。 登録を希望される方は、登録に必要な書類をお送りしますので介護保険課給付係までお問い合わせください。
2	申請は、どのようにするのか。 また、福祉用具購入後、高齢者自立支援用具給付券と請求書はどちらに提出すればよいのか。	申請は、申請者のご住所を担当している地域包括支援センターへ申請してください。 <u>申請は必ず福祉用具を購入する前に行ってください。</u> 購入後、高齢者自立支援用具給付券と請求書は介護保険課給付係へご提出ください。
3	介護保険課給付係で申請（購入前の申請）は受付できるか。	申請受付は出来かねます。申請者のご住所を担当する地域包括支援センターにて申請をお願いします。
4	福祉用具事業者が申請をしてもよいのか。	申請者本人または家族が申請してください。
5	申請者が医療機関に入院中または施設に入所中の場合、福祉用具の申請は可能か。	居宅での福祉用具利用を前提としているため、原則、医療機関に入院中または介護施設（特養、老健、介護医療院）に入所中の場合は申請できません。 ただし、退院（退所）後の在宅生活に備え福祉用具の購入が必要ななどの理由があれば、申請は可能です。 退院（退所）日の1週間～10日程度前に事前の申請をしてください。 利用者が退院（退所）して自宅に戻られた後に購入後の申請（「給付券」および「請求書」）をしてください。 もし、入院中に福祉用具を購入したが、結果的に退院（退所）できず自宅での生活実態がなかった場合は、高齢者自立支援用具購入費の支給はできませんのでご注意ください。
6	次の場合、申請は可能か。 （１）介護認定新規申請中 （２）区分変更申請中	安全つえ、シルバーカー、電磁調理器のいずれかであれば申請できます。ただし（１）の場合は地域包括支援センターにて基本チェックリスト（健康長寿チェックシート）を受けていただく必要があります。
7	腰掛便座、入浴補助用具、歩行支援用具、スロープの対象者の要件は何か。	練馬区内に住所のある65歳以上の方で、 <u>要介護、要支援認定を受けていない方で、基本チェックリストにおいて一定基準を満たす方。</u> 一定基準とは、次の と 両方を満たす方です。 基本チェックリスト№6 から10における得点が3点以上 基本チェックリスト№1 から20における得点が10点以上 <u>要介護、要支援の認定を受けている方や認定申請中の方は対象となりません。</u>
8	安全つえ、シルバーカーの対象者の要件は何か。	練馬区内に住所のある65歳以上の方で、 ・ <u>要介護、要支援認定を受けている方で必要性がある方。</u> ・ <u>要介護、要支援認定を受けていない方で、基本チェックリストにおいて一定の基準を満たす方。</u> 一定基準とは、次の と 両方を満たす方です。 基本チェックリスト№6 から10における得点が3点以上 基本チェックリスト№1 から20における得点が10点以上

練馬区高齢者自立支援用具購入Q&A

令和7年4月1日 更新

No	質 問	回 答
9	電磁調理器の対象者の要件は何か。	練馬区内に住所のある65歳以上の方で、調理で火を扱う際などに認知症などで火の消し忘れがあるなど、防火上必要と認められる方で、 ・ <u>要介護、要支援認定を受けている方。</u> ・ <u>要介護、要支援認定を受けていない方で、基本チェックリストにおいて一定の基準を満たす方。</u> 一定の基準とは、基本チェックリスト№18から20のいずれかに該当する方です。
10	見積書について、指定の書式はあるか。作成上の注意点はありますか。	指定の書式はありません。 注意点としましては、 ・宛名は「 練馬区長 」と記載してください。 ・見積書の中に利用者氏名（フルネーム）、事業者の名称、住所、商品名（色柄）、見積日を記載し、会社印を押印してください。
11	請求書に記入する金額（区への請求金額）を教えてください。	「高齢者自立支援用具給付券」の「公費負担金額」が、区への請求金額になります。
12	利用者負担分は、購入費用または支給限度額の9割相当分ですが、端数処理はどのようにするのか。	利用者負担分は、10円未満未満切り捨てです（ただし生活保護を受給している利用者等の利用者負担はありません）。 【例】シルバーカー購入代金18,888円 利用者は生活保護を受給しておらず、過去に支給履歴がない場合、利用者負担額1,880円（10円未満切り捨て）、17,008円が区から福祉用具事業者への支給額（公費負担金額）になります。
13	福祉用具を複数品目購入した場合、給付額や自己負担額の計算は合算して計算するのか、それとも個々の品目ごとに計算するのか。	個々の品目ごとに計算します。なお利用者負担額は、10円未満切り捨てます。 （例）シルバーカー18,555円、安全つえ4,629円を1割負担で購入した場合 【利用者負担額】 ・シルバーカー 18,555円 × 10% = 1,850円 ・安全つえ 4,629円 × 10% = 460円 【給付額】 ・シルバーカー 18,555円 - 1,850円 = 16,705円 ・安全つえ 4,629円 - 460円 = 4,169円 給付額合計：16,705円 + 4,169円 = 20,874円
14	決定通知書・給付券の再発行は可能か？	再発行可能です。「決定通知書」は、申請者または送付先に、「給付券」は事業者には再発行したものを送付します。
15	申請をして区で申請内容を確認後、内容に変更が生じた場合、再申請は必要か。	申請の内容に変更が生じた場合は、原則として再申請が必要です。ただし、色柄の変更など変更が軽微であれば、再申請が不要となることがあります。 <u>申請承認後に申請内容の変更が生じた場合は、介護保険課給付係へご連絡ください。</u>
16	介護保険の要介護認定申請直後に入浴補助用具の申請があったが、給付はどうなるか？	要介護認定を申請された方は、腰掛便座、入浴補助用具、歩行支援用具、スロープは <u>給付対象外</u> となります。
17	介護度が高い方だが、シルバーカーの申請をしてもよいのか？	介護保険で使用可能な用具をまず検討してください。また、シルバーカーは自立歩行ができる方を対象としており、シルバーカーに体重を預けて使用する方への給付は、介護保険で使用可能な用具を検討してください。

練馬区高齢者自立支援用具購入Q&A

令和7年4月1日 更新

No	質 問	回 答
18	ガス台が無いという理由で、電磁調理器を申請できるか？	「無い」という理由では申請できません。認知症等で火の消し忘れがあるなど、防災上必要と認められる方を対象としています。
19	認知症という診断を受けていない方は、電磁調理器を申請できるか？	認知症という診断を受けていなくても、認知症と同じような症状があり、火の消し忘れがある場合は、給付できる場合があります。申請書の申請理由の「その他」欄に、必要としている理由や直近の状況を詳細に記入してください。
20	2口の電磁調理器は申請できるか？	2口必要な理由と、認知症等があるなかで、2口を使いこなせるのかを確認する必要があります。また、工事を伴うものは給付できません。
21	以前に一度購入した品目を再度購入することは可能か。	<u>原則、同一品目の申請は一人1回までとなります。</u> ただし、以下の要件を満たす場合には、2回目の給付も認められることがありますので、ご相談ください。 以前購入したものが故障してしまい、部品交換などで対応できず修理ができない場合。 以前購入したものを紛失（もしくは盗難）してしまい、警察署に遺失届（もしくは盗難届）を提出したが、見つからなかった場合。